



児

児童扶養手当法の改正により、手当の支給要件に該当してから5年以上経過した人等（3歳未満の児童を養育している人は、児童が3歳に達した月の翌月から5年を経過したとき）は、平成20年4月から手当の一部が支給停止となります。

一部支給停止される額は手当額の2分の1です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、必要な書類を提出することによって、支給停止が免除されます。

【支給停止の免除項目】

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上または精神上の障がいがある。
- ④ 負傷または疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給者が養育する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、介護する必要があるため就業することが困難である。

※ 該当者には個別に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送ります。

平成20年4月から

児童扶養手当の 一部減額措置が行われます